

An aerial photograph of a densely populated city, likely in Japan, showing a river winding through the urban landscape. In the background, there are rolling hills and a prominent snow-capped mountain peak under a clear blue sky. The city is filled with residential buildings, and a large, modern-looking building complex is visible in the lower foreground.

おくやみハンドブック

狛江市

ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

身近な方が亡くなられ、悲しみや先々の不安もあるなか、今後、さまざまな申請や届出が必要になることと存じます。

このハンドブックは、主に市役所での手続についてご案内するとともに、必要となる手続を、少しでも負担なく行っていただけるよう作成いたしました。ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

狛江市

もくじ

「おくやみコーナー」のご案内	P.2
市役所での手続チェックリスト	P.3
市役所での各種手続	
1. 「住民登録」について	P.4
2. 「保険年金」について	P.7
3. 「障がい福祉」について	P.13
4. 「介護保険」について	P.14
5. 「高齢者福祉」について	P.15
6. 「子ども」について	P.19
7. 「税金」について	P.22
8. 「その他」について	P.25
専門家の相談について	P.28
狛江市市民葬儀制度について	P.29
空家等の相談に関する問い合わせ先	P.30
市役所以外で行う主な手続について	P.31
その他の相続に関する手続について	P.34
委任状	P.38
法定相続情報証明制度	P.39
相続登記申請の義務化について	P.40

「おくやみコーナー」のご案内

ご親族の方が亡くなられた後の手続きにご不安をお持ちの方に、「おくやみコーナー」において、各種手続きのお手伝いやご案内をさせていただきます。必要な手続き・持ち物を事前にお調べしますので、予約制となります。

1. 利用対象者

死亡時に狛江市に住民登録されていた方のご遺族

2. 予約できる日時

月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）

① 10時～ ② 14時30分～

3. 予約方法

電子申請又は電話で、**来庁希望日の4開庁日前まで**に予約（水曜日に来庁希望の場合、前の週の木曜日までに予約）してください。亡くなられた方、窓口にお越しになる方の情報をお伺いしますのでご協力をお願いします。スムーズに手続きを行うため、関係課に情報を提供しますのでご了承ください。

前日までに持ち物をご連絡いたします。

◎電子申請での予約

<https://logoform.jp/form/SuTL/40047>



24時間
受付可能！
便利な電子申請を
ご活用ください。

◎電話での予約

市民課戸籍係 ☎03-3430-1204

※受付は平日8時30分から17時まで

※予約の際は、最初に、「おくやみコーナーの予約です」と、お伝えください。

<お電話でお聞きすること>

・亡くなられ方について

氏名・生年月日・住所・亡くなった日・配偶者の有無

・お越しになるご遺族について

氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・故人から見た続柄

4. 「おくやみコーナー」で可能な主な手続き

世帯主の変更、印鑑登録証の返還、未支給年金請求の案内、健康保険被保険者証の返還・葬祭費の申請（国民健康保険・後期高齢者医療制度）、介護保険証・介護保険負担割合証の返還、障害者手帳の返還、飼い犬の所有者変更等

5. 利用時の注意点等

- すべての手続きがおくやみコーナーでできるものではありません。手続きによっては、担当課窓口にご案内する場合や後日手続きが必要な場合があります。
- おくやみコーナーでは、市役所での手続きのみをご案内しています。
- おくやみコーナーを利用せず、各担当の窓口で直接手続きをすることも可能です。

市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方について該当するものにチェックを入れてください。
各参照ページにて、手続きの概要を記載しています。

区分	主な手続		☑	参照 ページ	受付窓口
住民登録	3人以上の世帯の世帯主である	世帯主の変更	<input type="checkbox"/>	P.4	市民課 2階①窓口
保険年金	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している	被保険者証や限度額認定証等各種証の返還、葬祭費の請求	<input type="checkbox"/>	P.7	保険年金課 2階②窓口
		通知書の送付先変更	<input type="checkbox"/>	P.8	
障がい福祉	障害者手帳を持っている 心身障害者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、難病者福祉手当を受給している 各種医療証(更生医療、育成医療、マル障、特定疾病難病、小児慢性、大気汚染、自立支援医療)を持っている	手帳の返還届	<input type="checkbox"/>	P.13	福祉相談課 2階③窓口
		資格喪失届等	<input type="checkbox"/>		
		受給者証の返還届	<input type="checkbox"/>		
介護保険	65歳以上又は介護認定を受けている	被保険者証・負担割合証等各種証の返還	<input type="checkbox"/>	P.14	高齢障がい課 2階⑫窓口
		通知書の送付先変更	<input type="checkbox"/>		
高齢者福祉	おむつ支給・老人福祉センター・入浴券・理美容サービス事業等を利用している	サービスの停止、券の返却など	<input type="checkbox"/>	P.15	
子ども	児童手当支給対象児童又は受給者である	手当に関する届出	<input type="checkbox"/>	P.19	子ども政策課 3階⑳窓口
	児童扶養手当、児童育成手当、特別児童扶養手当の支給対象児童又は受給者である	手当に関する届出	<input type="checkbox"/>	P.20	
	市内小中学校在籍者の保護者である	就学援助の申請、学校給食費及び学校徴収金の口座振替登録変更	<input type="checkbox"/>	P.21	
税金	住民税を納めている	相続人代表届の提出、納税通知書等送付先変更申請書の提出	<input type="checkbox"/>	P.22	課税課 2階㉟窓口
	軽自動車を所有している	軽自動車税(種別割)の申告	<input type="checkbox"/>		
	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有している	廃車手続・名義変更	<input type="checkbox"/>		
	固定資産税を納めている	相続があった場合の固定資産税等に関する手続	<input type="checkbox"/>	P.23	
	納めていない市税がある	今後の納付相談	<input type="checkbox"/>	P.24	納税課 2階㉠窓口
	口座振替で納税している	今後の納税に関する手続について	<input type="checkbox"/>		
その他	農地を所有している	農地法第3条の3第1項の規定による届出	<input type="checkbox"/>	P.25	農業委員会 2階⑤窓口
	生産緑地地区を所有している	生産緑地地区の変更届	<input type="checkbox"/>		まちづくり推進課 5階㉔窓口
	亡くなられたことにより家に住む人がいなくなる	空家等の相談	<input type="checkbox"/>		
	犬を飼っている	飼い主の方の変更届	<input type="checkbox"/>	P.26	健康推進課 あいとびあ 元和泉 2-35-1

1. 「住民登録」について

(1) 死亡届

手続・必要なもの	届出人
届出に基づき、埋火葬許可証を交付します。 ※閉庁時は市役所1階宿直室で受け付けます。	親族、同居者、家屋管理人、 成年後見人・保佐人・補助人
▼必要なもの 1) 医師が作成した死亡診断書、又は死体検案書 1通 ※成年後見人・保佐人・補助人が届出人になる場合は登記事項証明書（原本）も必要です。 届出できるのは、死亡地・亡くなられた方の本籍地・届出人の住所地です。	問い合わせ先 市民課 戸籍係 ☎03-3430-1204
	期 限 死亡を知った日から7日以内

(2) 世帯主の変更届

手続・必要なもの	届出人
世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続が必要です。	亡くなられた方と同一世帯の方 で新しく世帯主になる方
▼必要なもの 1) 届出人の本人確認書類	問い合わせ先 市民課 住民記録係 ☎03-3430-1205
	期 限 速やかに

(3) 印鑑登録証の返却

手続・必要なもの	届出人
印鑑登録をされていた方が亡くなられた時は、廃止となります。ご返却ください。	親族
▼必要なもの 1) 印鑑登録証	問い合わせ先 市民課 住民記録係 ☎03-3430-1205
	期 限 期限なし

1. 「住民登録」について

(4) マイナンバーカード等の返却

手続・必要なもの	届出人
<p>各カードをお持ちの方が亡くなられた時は、廃止となります。ご返却ください。</p> <p>※マイナンバーカード及び通知カードについては、他の手続でマイナンバーが必要になる場合があります。諸手続終了後、ご返却ください。</p> <p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード 2) 届出人の本人確認書類 	<p>親族</p>
	問い合わせ先
	<p>市民課 住民記録係 ☎03-3430-1205</p>
	期 限
	<p>期限なし</p>

(5) 在留カード・特別永住者証明書の返却

手続・必要なもの	届出人
<p>外国籍の方が亡くなられた時は、住所地を管轄する地方出入国在留管理局へご返却ください。直接持参いただくほか、郵送での返却も可能です。</p> <p>※詳しくは「出入国在留管理庁」のホームページをご覧ください。(下記QRコード)</p>	<p>親族又は同居人</p>
	問い合わせ先
	<p>【東京出入国在留管理局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立川出張所 (立川法務総合庁舎) ☎042-528-7179 国立市北 3-31-2 ・横浜支局川崎出張所 (川崎西合同庁舎) ☎044-965-0012 神奈川県川崎市麻生区上麻生 1-3-14
	期 限
	<p>14日以内</p>



(6) 戸籍証明書の発行

手続・必要なもの	申請者
<p>亡くなられた方の戸籍の発行について</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 本人確認書類</p> <p>※届出がされてから概ね 10 日から 2 週間程度かかります。</p> <p>※<u>本籍が粕江市ではない場合は、本籍地へご請求ください。</u></p> <p>※関係性が確認できる戸籍が必要となる場合があります。</p>	<p>戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族(父母・祖父母・子・孫)</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>市民課 住民記録係 ☎03-3430-1205</p>
	<p>期 限</p> <p>必要に応じて</p>

(7) 住民票除票の発行

手続・必要なもの	申請者
<p>亡くなられた方の住民票の除票の発行について</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 本人確認書類</p> <p>※同一世帯でない方が請求される場合は、事前にお問い合わせください。</p> <p>※関係性が確認できる戸籍が必要となる場合があります。</p>	<p>亡くなられた時点で同一世帯の方</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>市民課 住民記録係 ☎03-3430-1205</p>
	<p>期 限</p> <p>必要に応じて</p>

2. 「保険年金」について

(1) 葬祭費の請求

国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<p>国民健康保険の被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。 (亡くなられた方の属する世帯の国民健康保険税に滞納がある場合を除く。)</p> <p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 葬祭の領収書 (原本) 2) 葬祭を行った方の口座番号がわかるもの (預金通帳・キャッシュカード等) 3) 国民健康保険被保険者証、 国民健康保険高齢受給者証 (70歳以上の方のみ) ※亡くなられた方のもの (返却していない場合) 4) 亡くなられた方が住所地特例者の場合、死亡診断書 	<p>葬祭を行った方 ※葬祭を行った方以外の口座への振込みを希望する場合は、委任状が必要です。</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 国民健康保険係 ☎03-3430-1271</p>
	<p>期 限</p> <p>葬祭を行った日の翌日から 2年以内</p>

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<p>後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。</p> <p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 請求者の本人確認書類 2) 葬祭の領収書 (原本) 3) 葬祭を行った方の口座番号がわかるもの (預金通帳・キャッシュカード等) 4) 後期高齢者医療被保険者証 (亡くなられた方のもの) 5) 亡くなられた方が住所地特例者の場合、死亡診断書 	<p>葬祭を行った方 ※葬祭を行った方以外の口座への振込みを希望する場合は、委任状が必要です。</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 医療年金係 ☎03-3430-1269</p>
	<p>期 限</p> <p>葬祭を行った日の翌日から 2年以内</p>

(2) 送付先等の変更

国民健康保険の被保険者又は国民健康保険の被保険者の世帯主(擬制世帯主)が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<p>国民健康保険の被保険者が亡くなられたとき、国民健康保険税額が変更となる場合や、高額療養費や国民健康保険税が還付となる場合があるため、その書類の送付先や振込先口座を設定していただきます。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 振込先の口座番号がわかるもの (預金通帳・キャッシュカード等)</p>	<p>相続人等</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 国民健康保険係 ☎03-3430-1271</p>
	<p>期 限</p> <p>随時</p>

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<p>後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、後期高齢者医療保険料が変更となる場合や、高額療養費が還付される場合等があるため、その書類送付先や振込先口座を設定していただきます。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 振込先の口座番号がわかるもの (預金通帳・キャッシュカード等)</p> <p>2) 印鑑</p>	<p>相続人等</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 医療年金係 ☎03-3430-1269</p>
	<p>期 限</p> <p>診療月の翌月1日から2年間</p>

2. 「保険年金」について

(3) 未支給年金の請求

手続・必要なもの	届出人
<p>年金を受けている方が亡くなられたとき、まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金として遺族が受け取ることができます。</p>	<p>年金を受けている方が亡くなった当時、その方と生計を同一にしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族</p>
<p>必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 亡くなられた方の年金証書 2) 戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者の続柄が確認できるもの) 3) 請求者の住民票 (請求者を含む世帯全員 / 本籍・続柄が省略されていないもの) 4) 亡くなられた方の住民票除票 (本籍・続柄が省略されていないもの) 5) 請求者名義の預金通帳 6) 生計同一関係に関する申立書 (亡くなられた方と請求者の住所・世帯が異なる場合) 7) 請求者の本人確認書類 8) 代理の方が手続をするときは、委任状と代理人の本人確認書類 	<p>問い合わせ先</p> <p>府中年金事務所 ☎042-361-1011</p>
	<p>期 限</p>
	<p>受給権者の年金の支払日の翌月1日から5年以内</p>

MEMO

(4) 死亡一時金の請求

手続・必要なもの	届出人
<p>国民年金の第1号被保険者として保険料を納付月数、保険料4分の1免除期間の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の4分の1に相当する月数を合わせた期間が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなったときに請求できます。</p> <p>※死亡一時金と寡婦年金の両方に該当する場合はどちらか一方を選択します。</p>	<p>亡くなられた方と生計を同一にしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹</p>
<p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 亡くなられた方の基礎年金番号通知書 又は年金手帳等 2) 戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者の続柄が確認できるもの) 3) 請求者の住民票 (請求者を含む世帯全員 / 本籍・続柄が省略されていないもの) 4) 亡くなられた方の住民票除票 (本籍・続柄が省略されていないもの) 5) 請求者名義の預金通帳 6) 生計同一関係に関する申立書 (亡くなられた方と請求者の住所・世帯が異なる場合) 7) 請求者の本人確認書類 8) 代理の方が手続をするときは、委任状と代理人の本人確認書類 	<p>問い合わせ先</p> <p>府中年金事務所 ☎042-361-1011</p> <p>期 限</p> <p>死亡日の翌日から2年以内</p>

MEMO

2. 「保険年金」について

(5) 寡婦年金の請求

手続・必要なもの	届出人
<p>国民年金の第1号被保険者の夫が亡くなったとき次の要件をすべて満たしている妻が60歳から65歳になるまでの間受け取れます。</p> <p>◎亡くなった夫の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった夫に、第1号被保険者としての保険料納付期間又は保険料免除期間が10年以上あること ・亡くなった夫が老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと <p>※死亡一時金と寡婦年金の両方に該当する場合はどちらか一方を選択します。</p>	<p>夫が亡くなった当時、亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた65歳未満の妻（妻自身の老齢基礎年金受給前であること）</p>
<p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 亡くなられた方の基礎年金番号通知書 又は年金手帳等 2) 戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者の続柄が確認できるもの) 3) 請求者の住民票 (請求者を含む世帯全員 / 本籍・続柄が省略されていないもの) 4) 亡くなられた方の住民票除票 (本籍・続柄が省略されていないもの) 5) 請求者の所得証明書（(非)課税証明書） ※請求者の個人番号（マイナンバー）を記載すれば添付を省略できます。 6) 請求者名義の預金通帳 7) 生計同一関係に関する申立書 (亡くなられた方と請求者の住所・世帯が異なる場合) 8) 請求者の本人確認書類 9) 代理の方が手続をするときは、委任状と代理人の本人確認書類 	<p>問い合わせ先</p> <p>府中年金事務所 ☎042-361-1011</p> <p>期 限</p> <p>死亡日の翌日から5年以内</p>

(6) 遺族基礎年金の請求

手続・必要なもの	届出人
<p>次のいずれかに該当する方が亡くなったときに、子のある配偶者、又は子に遺族基礎年金が支給されます。</p> <p>①国民年金の被保険者である間に亡くなられた方（保険料納付要件あり）</p> <p>②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の方（保険料納付要件あり）</p> <p>③老齢基礎年金の受給権者であった方</p> <p>④老齢基礎年金の受給資格を満たした方</p> <p>※③・④については、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方</p>	<p>亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者、又は子</p> <p>【子の条件】</p> <p>① 18歳到達年度の年度末を経過していないこと</p> <p>② 20歳未満で障害年金1級又は2級程度の障害の状態にあること</p> <p>(①②共通) 婚姻していないこと</p>
<p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 亡くなられた方の基礎年金番号通知書 又は年金手帳等 2) 亡くなられた方の年金証書 (亡くなられた方が年金を受給している場合) 3) 戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者の続柄が確認できるもの) 4) 請求者の住民票 (請求者を含む世帯全員 / 本籍・続柄が省略されていないもの) 5) 亡くなられた方の住民票除票 (本籍・続柄が省略されていないもの) 6) 請求者の所得証明書 ((非) 課税証明書) ※請求者が子である場合、義務教育終了前は不要。 高等学校等在学中の場合は在学証明書又は学生証。 ※請求者の個人番号 (マイナンバー) を記載すれば添付を省略できます。 7) 死亡診断書の写し 8) 請求者名義の預金通帳 9) 生計同一関係に関する申立書 (亡くなられた方と請求者の住所・世帯が異なる場合) 10) 請求者の本人確認書類 11) 代理の方が手続をするときは、委任状と代理人の本人確認書類 	<p>問い合わせ先</p> <p>府中年金事務所 ☎042-361-1011</p> <p>期 限</p> <p>死亡日の翌日から5年以内</p>

3. 「障がい福祉」について

(1) 各種手帳の返還

手続・必要なもの	届出人
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられたときに返還ください。	親族、後見人等
▼必要なもの 1) 各種障害者手帳 2) 手続に来る方の本人確認書類	問い合わせ先 福祉相談課 相談支援係 ☎03-3430-1246
	期 限 速やかに

(2) 各種手当の消滅

手続・必要なもの	届出人
心身障害者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、難病者福祉手当を受給している方が亡くなられたときに必要となります。	親族、後見人等
▼必要なもの 手当の種類や亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	問い合わせ先 高齢障がい課 障がい者支援係 ☎03-3430-1249
	期 限 速やかに

(3) 各種医療券・受給者証の返還

手続・必要なもの	届出人
心身障害者(児)医療費助成、自立支援医療(精神通院医療、更生医療)、難病医療費等医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、大気汚染医療費助成、B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、肝がん・重度肝硬変医療費助成制度を受けている方が亡くなられたときに医療券、受給者証を返還ください。	親族、後見人等
▼必要なもの 1) 各種医療券、受給者証	問い合わせ先 高齢障がい課 障がい者支援係 ☎03-3430-1249
	期 限 速やかに

4. 「介護保険」について

(1) 介護保険被保険者証等返還

手続・必要なもの	届出人
介護保険の被保険者が亡くなられたときに返還ください。 ▼必要なもの 1) 介護保険被保険者証 2) 介護保険負担割合証(※) 3) 介護保険負担限度額認定証(※) (※) 要介護・要支援認定のある方 3) は交付された方のみ	親族、同居人、相続人、 ケアマネジャー等
	問い合わせ先
	高齢障がい課 介護保険係 ☎03-3430-1262
	期 限
	速やかに ※要介護等の認定を受け、 老人ホーム等施設などに 入所していた場合で、相続税 の宅地等の申告が必要な 方は手続終了後返還くださ い。詳しくは税務署にお問 い合わせください。

(2) 送付先の変更

手続・必要なもの	届出人
介護保険の被保険者が亡くなられたとき、介護保険料額が 変更・還付となることがあるため、送付先を設定いただきま すようお願いいたします。 ▼設定が必要な場合 (全てに当てはまる場合、手続をお願いします) ・亡くなる前の住所地へ送付しても受取ができない ・郵便局の転送手続をしていない ▼必要なもの 1) 手続に来る方の本人確認書類	親族、相続人
	問い合わせ先
	高齢障がい課 介護保険係 ☎03-3430-1262
	期 限
	速やかに

5. 「高齢者福祉」について

(1) 老人福祉センター事業

手続・必要なもの	届出人
施設を利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 老人福祉センター使用承認変更・取消申請書 2) 老人福祉センター使用承認証 (返却)	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

(2) 老人福祉センタープール事業

手続・必要なもの	届出人
施設を利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 老人福祉センタープール使用承認変更・取消し申請書 2) 老人福祉センタープール使用承認証 (返却)	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

(3) 高齢者救急代理通報システム事業

手続・必要なもの	届出人
サービスを利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 高齢者救急代理通報システム事業異動届 ※機器等の撤去については、上記届出書を受領後に連絡します。	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

(4) 緊急通報装置（あんしんS）事業

手続・必要なもの	届出人
サービスを利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 緊急通報装置（あんしんS）利用者変更（取消）届 ※装置の返還については、上記届出書を受領後に連絡します。	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

(5) 高齢者居宅内ごみ出しサポート事業

手続・必要なもの	届出人
サービスを利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 高齢者居宅内ごみ出しサポート事業（第2号事業） 利用変更・中止届出書	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

(6) 理美容サービス事業

手続・必要なもの	届出人
サービスを利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 理美容サービス事業異動届 2) 理美容サービス券（未使用分返却）	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

5. 「高齢者福祉」について

(7) 入浴券事業

手続・必要なもの	届出人
サービスを利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 高齢者及び心身障がい者入浴券異動届	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
2) 入浴券（未使用分返却）	期 限
	速やかに

(8) 在宅高齢者等おむつ支給事業

手続・必要なもの	届出人
サービスを利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 在宅高齢者等おむつ支給事業異動届	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

(9) 認知症高齢者位置情報提供サービス事業

手続・必要なもの	届出人
サービスを利用されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 認知症高齢者位置情報提供サービス利用異動届	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
※機器等の返還については、上記届出書を受領後に連絡します。	期 限
	速やかに

(10) シルバーピア事業

手続・必要なもの	届出人
シルバーピア（狛江市高齢者住宅）に入居されている方が亡くなられたときに必要となります。	親族等
▼必要なもの	問い合わせ先
複数の手続がありますので、詳しくはお問い合わせください。	高齢障がい課 高齢者支援係 ☎03-3430-1251
	期 限
	速やかに

MEMO

6. 「子ども」について

(1) 児童手当

児童手当の消滅届、認定請求及び未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
受給者が亡くなられたときに必要となる手続です。	新たに受給者になる方
▼必要なもの	問い合わせ先
1) 新たに受給者になる方の健康保険証の写し	子ども政策課 手当助成係
2) 新たに受給者になる方の口座確認書類	☎03-3430-1277
3) 支給対象児童名義の口座確認書類	期 限
	死亡日の翌日から 15 日以内

児童手当の額改定請求又は消滅届

手続・必要なもの	届出人
対象児童の死亡に伴い必要となる手続です。	受給者
▼必要なもの	問い合わせ先
なし	子ども政策課 手当助成係
	☎03-3430-1277
	期 限
	死亡日の翌日から 15 日以内

MEMO

(2) ひとり親手当等・医療費助成制度

ひとり親手当等の認定請求

手続・必要なもの	届出人
18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童に基準以上の障害がある場合は20歳未満まで）の児童を監護している父又は母等が亡くなったときに必要となる手続です。	新たに対象児童を監護（養育）する方
▼必要なもの 1) 新たに対象児童を監護する方名義の口座確認書類 2) 支給対象児童と新たに対象児童を監護する方の健康保険証の写し 3) 戸籍謄本あるいは除籍謄本（死亡の記載があるもの）	問い合わせ先 子ども政策課 手当助成係 ☎03-3430-1277
	期 限 速やかに

受給者の資格喪失届及び未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
受給者が亡くなったときに必要となる手続です。	死亡届出義務者
▼必要なもの 詳しくはお問い合わせください。	問い合わせ先 子ども政策課 手当助成係 ☎03-3430-1277
	期 限 速やかに

ひとり親手当等の額改定届（減額）又は資格喪失届

手続・必要なもの	届出人
対象児童の死亡に伴い必要となる手続です。	死亡届出義務者
▼必要なもの お持ちの方は児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証	問い合わせ先 子ども政策課 手当助成係 ☎03-3430-1277
	期 限 速やかに

6. 「子ども」について

(3) 学校給食費及び学校徴収金関係の手続

手続・必要なもの	届出人
<p>学校給食費等の振替口座名義人が亡くなられたときは振替口座の変更が必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 狛江市学校給食費及び学校徴収金預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（兼学校給食申込書）（各学校、給食センター、市役所（3階 学校教育課）にあります。）</p>	<p>新たな口座名義人</p>
	問い合わせ先
	<p>学校教育課 学校給食係 （給食センター内： 西野川4-8-16） ☎03-5761-9199</p>
	期 限
	速やかに（郵送提出のみ）

(4) 就学援助費受給申請の手続

手続・必要なもの	届出人
<p>就学援助費受給申請（受給を希望する場合）により、世帯全員の所得額が認定基準額以下等の場合、児童・生徒の保護者に対して学用品費、給食費等、学校で必要な費用の一部を援助します。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請書（教育委員会のホームページからダウンロード可能です。）</p>	<p>保護者</p>
	問い合わせ先
	<p>学校教育課 学務保健係 ☎03-3430-1328</p>
	期 限
	随時（郵送申請可）

MEMO

7. 「税金」について

(1) 市民税・都民税（住民税）に関する相続人の代表者の指定及び書類の送付先変更

手続・必要なもの	届出人
未納付の市民税・都民税（住民税）がある場合、書類の提出が必要です。	相続人代表者
▼必要なもの 1) 相続人代表者届出書 2) 納税通知書等 送付先変更申請書	問い合わせ先 課税課 住民税係 ☎03-3430-1211
	期 限 相当な期間（概ね3ヶ月）

(2) 軽自動車の廃止・名義変更

手続・必要なもの	届出人
次の車両の所有者が亡くなったとき ・ 原動機付自転車 （総排気量 125cc 以下のオートバイ・ミニカー） ・ 小型特殊自動車 （農耕用車両・フォークリフトなど）	相続人
▼必要なもの 1) 標識交付証明書 2) 標識（ナンバープレート） 3) 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書	問い合わせ先 課税課 住民税係 ☎03-3430-1211
	期 限 登録・名義変更の場合は 15 日以内。廃車の場合は 30 日以内（2 輪、3 輪、4 輪問わず）
手続・必要なもの	届出人
次の車両の所有者が亡くなったとき ・ 3 輪以上の軽自動車 ・ 2 輪の軽自動車 （総排気量 125cc を超え、250cc 以下のもの） ・ 2 輪の小型自動車 （総排気量 250cc を超えるもの）	相続人
▼必要なもの 1) 3 輪以上の軽自動車の場合 軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所へお問い合わせください。 2) 2 輪の軽自動車及び 2 輪の小型自動車の場合 関東運輸局東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所へお問い合わせください。	問い合わせ先 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎050-3816-3104 関東運輸局東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2033
	期 限 登録・名義変更の場合は 15 日以内。廃車の場合は 30 日以内（2 輪、3 輪、4 輪問わず）

7. 「税金」について

(3) 相続があった場合の固定資産税等に関する手続

手続・必要なもの

土地、家屋の所有者が亡くなられたときは、東京法務局府中支局にて不動産登記簿の名義変更（相続登記）の手続が必要です。

また、相続登記が完了するまでの間、納税通知書を受領し、税金を納付される方をご指定いただく必要があるため、以下の二次元バーコードもしくは市役所窓口にて、固定資産の新たな所有者（現所有者）である旨を申告してください。

なお、令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されます。詳しくは40ページをご覧ください。

▼必要なもの

- 1) 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者届
- 2) 相続が発生したことが確認できる書類（戸籍、死亡届等。写し可）
- 3) 申告者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 4) 現所有者代表者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 5) 現所有者代表者が相続人であることが確認できる書類（戸籍等。写し可）

※これらは、現所有者申告に必要な書類等です。
相続登記に必要な書類等については、東京法務局府中支局もしくは登記電話案内室へお問い合わせください。

▼インターネットによる届出

東京共同電子申請・届出サービス



▼その他の固定資産税等に関する手続

市ホームページ



届出人

狛江市内に固定資産を所有している方が亡くなられたことにより、現所有者となった方

問い合わせ先

▼相続登記の手続

・東京法務局 府中支局
☎042-335-4753
・登記電話案内室
☎03-5318-0261

▼現所有者の申告

課税課 固定資産税係
☎03-3430-1213

期 限

3ヶ月以内

(4) 納税に関する相談

手続・必要なもの	利用対象者
<p>亡くなられたご家族の未納市税等の有無を確認するとともに、どなたが納税されるか等の相談をさせていただきます。</p>	<p>相続人代表者、納税管理人等</p>
<p>▼必要なもの</p> <p>1) 手続に来る方の本人確認書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>納税課 納税係 ☎03-3430-1225</p> <p>期 限</p> <p>速やかに</p>

(5) 市税等口座振替の変更・解約

手続・必要なもの	届出人
<p>市税等振替口座の名義人が亡くなられた場合、おくやみコーナーの予約があった方については来庁予定日に解約いたします。 口座変更をご希望の際は以下の書類等をお持ちください。</p>	<p>納税義務者、相続人代表者、納税管理人等</p>
<p>▼必要なもの</p> <p>1) 手続に来る方の本人確認書類</p> <p>※<u>口座変更を行う場合、次の書類もお持ちください。</u></p> <p>2) 変更を希望する銀行口座の通帳又はキャッシュカード</p> <p>3) 銀行届出印</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>納税課 管理係 ☎03-3430-1218</p> <p>期 限</p> <p>速やかに</p>

MEMO

8. 「その他」について

(1) 農地の相続

手続・必要なもの	届出人
相続により農地の権利を取得された方は届出をお願いします。	相続人
▼必要なもの ※詳しくはお問い合わせください。	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎03-3430-1237
	期 限
	農地の権利を取得した時から 10ヶ月以内

(2) 生産緑地地区の所有者変更

手続・必要なもの	届出人
生産緑地地区の指定を受けた農地を所有している方が亡くなったときは、届出が必要です。	相続人
▼必要なもの ※詳しくはお問い合わせください。	問い合わせ先
	まちづくり推進課 都市計画担当 ☎03-3430-1309
	期 限
	生産緑地地区を相続後、速やかに

(3) 空家等の管理・相続の相談について

手続・必要なもの	届出人
空家等の管理・相続等についての相談は、下記狛江市協定団体の空家相談窓口へご相談できます（原則無料）。	—
▼必要なもの ※詳しくは市ホームページをご覧ください。 （右記 QR コード）	問い合わせ先
	30 ページ参照
	期 限
	—



(4) 一時多量ごみの処分

手続・必要なもの	届出人
<p>遺品整理等で一時的に多量のごみが発生し、限られた時間で処理する必要のある方はご連絡ください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>※詳しくは市ホームページをご覧ください。(右記 QR コード)</p> 	—
	問い合わせ先
	<p>清掃課</p> <p>☎03-3488-5300</p>
	期 限
	—

(5) 飼い犬の登録事項の変更

手続・必要なもの	届出人
<p>亡くなられた方が飼い主だった場合、飼い主の方の変更届を提出してください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 飼い犬に関する申請(届出)書</p>	<p>新しい飼い主となる方</p>
	問い合わせ先
	<p>健康推進課 健康衛生係</p> <p>☎03-3488-1181</p>
	期 限
	速やかに

(6) 市民相談(秘書広報室広報広聴担当所管)

手続・必要なもの	利用対象者
<p>相続等に関する手続や様々な問題について、専門家が相談をお受けします。</p> <p>※事前予約が必要です。</p> <p>※詳しくは28ページをご参照ください。</p> <p>▼相談内容</p> <p>・法律相談 ・相続相談 ・登記相談 ・税務相談</p> <p>▼必要なもの</p> <p>特にありませんが、相談の際に関係書類をお持ちいただくことをお勧めします。</p>	<p>市内在住・在学・在勤の方</p>
	問い合わせ先
	<p>秘書広報室 広報広聴担当</p> <p>☎03-3430-1149</p>
	期 限
	—

8. 「その他」について

■ (7) 市民相談（子ども政策課企画支援係所管）

手続・必要なもの	利用対象者
<p>ひとり親家庭等専門相談員、母子・父子自立支援員が、ひとり親に関する制度や事業のご紹介、支援の窓口におつなぎします。</p> <p>※原則事前予約をお願いします。</p>	<p>—</p>
<p>▼相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親相談 <p>▼必要なもの</p> <p>相談内容に応じて関係書類が必要となる場合があります。予約時にご確認ください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>子ども政策課 企画支援係 ☎03-3430-1276</p> <p>期 限</p> <p>—</p>

MEMO

専門家の相談について

狛江市では、下表の市民相談を行っています。
ご予約等の詳細は、下記までお問い合わせください。

秘書広報室広報広聴担当所管 ※相談時間は1枠30分です。

相談内容	開催日	相談時間	相談員	受付方法
法律相談	毎週 月・木曜日	9時00分～12時10分	弁護士	事前予約制 ※相談日2週間前の 8時30分から受け 付け
相続相談	毎月 第1・3火曜日	13時00分～16時10分	東京都行政書士会 調布支部	※夜間相談は相談 当日の16時まで 受け付け
	夜間 毎月 第2火曜日	18時00分～19時50分		
登記相談	毎月 第2月曜日	13時00分～16時10分	東京司法書士会 調布支部	事前予約制 ※相談日の属する月 の、最初の開庁日 の8時30分から 受け付け
	夜間 毎月 第4月曜日	18時00分～19時50分		
税務相談	毎月 第2木曜日 (3月は除く)	13時00分～16時10分	東京税理士会 武蔵府中支部	※夜間相談は相談 当日の16時まで 受け付け

子ども政策課企画支援係所管

相談内容	開催日	相談時間	相談員	受付方法
ひとり親相談	月～金曜日	8時30分～12時00分 13時00分～17時00分	・ひとり親家庭等専 門相談員 ・母子・父子自立支 援員	事前予約制

担当課・問い合わせ先

秘書広報室 広報広聴担当 ☎03-3430-1149
子ども政策課 企画支援係 ☎03-3430-1276

狛江市市民葬儀制度について

市民の方が葬儀を行う場合に、標準的な葬儀を廉価で行い、ご家族の負担を軽くする制度として市民葬儀制度を設けています。

▼利用対象者

市内で葬儀を執り行う市民

▼手続方法

葬儀実施日・取扱業者を決定しましたら、狛江市市民葬儀券交付申請書に記入の上、手続場所へ提出し、「葬儀券」を受け取ります。その後、市民葬儀取扱業者に渡して申し込みをしてください。葬儀終了後、葬儀券に定められた料金を支払ってください。

▼手続場所

市役所2階市民課（開庁時）、市役所1階宿日直室（閉庁時）

▼利用料金

2区分（祭壇の仕様の区分）から選べます。
なお別途付帯料金がかかりますので取扱業者とご相談ください。

▼取扱業者

下記、市内市民葬儀取扱業者は、いずれも24時間受付しています。

取扱業者	住所	連絡先
(株) 沖田ダイイチ	狛江市東和泉1-10-3	☎0120-59-1700 ☎03-3430-1700
(株) 有山葬儀社	狛江市岩戸北3-1-10	☎0120-512-612 ☎03-5497-3900
(有) まこと式典 狛江営業所	狛江市東和泉1-12-6	☎0120-789-246
マインズ農業協同組合 JAマインズ メモリア	府中市白糸台1-14-14 【狛江支店】 狛江市東和泉1-2-19	☎042-366-7000
いしかわ葬儀社 和泉多摩川店	狛江市東和泉3-5-8	☎0120-900-594 ☎03-3480-0609

担当課・問い合わせ先

市民課 住民記録係 ☎03-3430-1205

空家等の相談に関する問い合わせ先

狛江市では下記事業者と協定を締結し、ワンストップの相談窓口を設置しています。

【得意分野】：空家等の適正管理・相続・賃貸・売却・借り上げ・有効利用等

NPO 法人 空家・空き地管理センター

	本部	空き家相談センター
受付時間	9時00分～17時00分	
連絡先	☎0120-336-366	
住所	埼玉県所沢市西所沢2-1-12 第2北斗ビル	東京都新宿区西新宿3-8-4 BABAビル9階

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会

	不動産相談所	第11ブロック 調布狛江支部
受付時間	平日（月～金曜日） 10時00分～15時00分	平日（月～金曜日） 9時00分～17時00分
連絡先	☎03-3264-8000	☎0422-26-5891
住所	東京都千代田区富士見2-2-4 東京不動産会館7F	東京都三鷹市下連雀3-27-12 コアパレス常葉11 常葉ビル3階

公益社団法人 全日本不動産協会

受付時間	月・木 / 10時00分～16時00分 火・水・金 / 10時00分～12時00分
連絡先	☎0422-70-6711 ☎03-5338-0370（新宿 不動産相談室）
住所	東京都三鷹市下連雀3-12-2-201号

【得意分野】：空家等の耐震診断・改修・確認申請・転用設計等

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 南部支部

	空家利活用推進協議会（狛江市担当）
受付時間	平日（月～金曜日） 9時00分～17時00分
連絡先	☎03-3480-4321
住所	東京都狛江市東和泉3-11-14 米屋ビル内 一級建築士事務所 株式会社I・E・A

担当課・問い合わせ先

まちづくり推進課 住宅担当 ☎03-3430-1359

市役所以外で行う主な手続について

手続の種類	主な手続内容	問い合わせ先
遺言書	検認・開封	東京家庭裁判所 立川支部 (立川市緑町 10-4)
相続放棄	相続放棄の申立	☎042-845-0317
国税関係	相続税手続 所得税・消費税申告手続	武蔵府中税務署 (府中市本町 4-2) ☎042-362-4711
厚生年金	未支給年金の請求 遺族厚生年金請求等	府中年金事務所 (府中市府中町 2-12-2) ☎042-361-1011
不動産登記 (相続登記)	土地・家屋の所有権移転登記	東京法務局 府中支局 (府中市新町 2-44) ☎042-335-4753 登記電話案内室 (登記に関する一般的な ご案内、電話での登記手続案内の予約) ☎03-5318-0261
普通自動車	所有者・使用者の名義変更等	関東運輸局東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 (国立市北 3-30-3) ☎050-5540-2033
軽四輪及び 二輪 (125cc 超～)	名義変更・廃車	【軽四輪】 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 (府中市朝日町 3-16-22) ☎050-3816-3104 【二輪 (125cc 超～)】 関東運輸局東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 (国立市北 3-30-3) ☎050-5540-2033
運転免許証	返納	調布警察署 (調布市国領町 2-25-1) ☎042-488-0110

手続の種類	主な手続内容	問い合わせ先
シルバーパス	返納	一般社団法人 東京バス協会 ☎03-5308-6950 小田急バス狛江営業所 (狛江市中和泉 5-17-23) ☎03-3480-1311
パスポート	返納	新宿パスポートセンター (新宿区西新宿 2-8-1) ☎03-5908-0400
在留カード・特別永住者 証明書 (外国人住民)	返納	東京出入国在留管理局 ☎0570-034259
水道	名義変更・解約	東京都水道局お客さまセンター ☎042-548-5110
電気	名義変更・解約	各契約会社
ガス	名義変更・解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
都営住宅	都営住宅の使用承継 住宅明渡	東京都住宅供給公社お客さまセンター ☎0570-03-0071
都立霊園	墓地使用权の承継	東京都公園協会 ☎03-3232-3151
NHK	受信料の名義変更・解約	NHK ふれあいセンター ☎0120-151515 ☎050-3786-5003
預金口座	口座凍結解除手続	各金融機関
生命保険	死亡保険金の請求等	各保険会社
国債	国債の記名変更、償還金受領	国債裏面に記載の償還金支払場所
株式	名義変更等	各証券会社
クレジットカード	解約	各契約会社

※上記の手続のために、戸籍、住民票、税に関する証明書等が必要な場合があります。
戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合があります。事前に、手続先に必要書類と必要部数をご確認ください。

市役所以外で行う主な手続について

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	武蔵府中税務署 (府中市本町 4-2) ☎042-362-4711
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の 翌年3月15日まで	

MEMO

その他の相続に関する手続について

主な相続手続のスケジュール

相続開始	被相続人の死亡
7日以内	死亡届の提出（7日以内）
3ヶ月以内	世帯主変更の手続
	国民健康保険等・年金の手続
	公共料金などの手続
	遺言の有無の確認
	相続人の確定
	相続財産・債務の調査
	相続放棄・限定承認の申述（3ヶ月以内）
4ヶ月以内	所得税の準確定申告（4ヶ月以内）
10ヶ月以内	相続財産・債務の確定・評価・鑑定
	遺産分割協議
	相続税の延納・物納の申請（10ヶ月以内）
	相続税の申告・納付（10ヶ月以内）
1年以内	遺留分侵害額請求（1年以内）

その他の相続に関する手続について

相続に関する手続チェックリスト

☑	項目	期日	備考
☐	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍が狛江市ではない場合は、本籍地へご請求ください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

その他の相続に関する手続について

ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のホームページをご覧ください。

委任状

____年 月 日

狛江市長 宛て

※必ず委任者が代理人、委任事項を自書し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委任者（頼む方）

住所 _____

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

平日昼間連絡可能な電話番号 (_____) - (_____) - (_____)

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（窓口に来る方）

住所 _____

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

続柄 _____

委任事項（委任する事項に✓をつけ、必要事項を記入してください）

- (故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限
- 未支給年金や遺族年金の請求、相続手続きに必要な戸籍（除籍、改製原戸籍）の謄抄本や住民票（除票）の交付申請および受領に関する権限
- 市税に関する証明書の交付申請および受領に関する権限
- 国民健康保険（葬祭費の申請及び受領含む）、介護保険、市税（市都民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）に関する手続
- 住民異動（世帯主の変更等）の届出に関する権限
- その他 (_____)

原本保管：市民課

あなたの相続手続きを応援します！

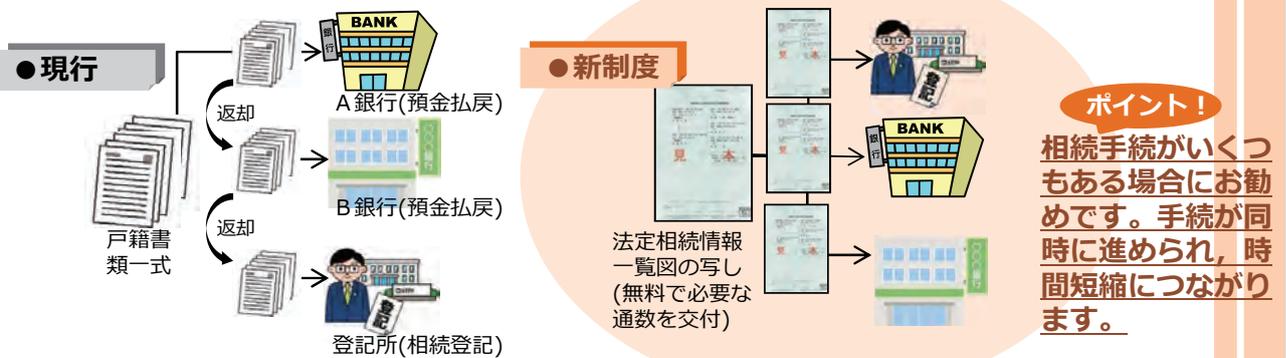
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続きの流れ

～法定相続情報証明制度の手続きの3STEP！～



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

相続税のことは 税理士法人シンフォニアへ



相続税申告でお困りの方は、我々にご相談ください。

相続税・贈与税の相談・申告

遺言の作成や助言

相続税調査が心配な方

他士業連携のワンストップ対応

不動産売買の相談、申告



税理士 鹿野浩一

月曜日、金曜日は無料相談実施中。
毎月相続税セミナーを実施中。
相続税・生前贈与・不動産売買の事前相談・申告は
国税出身の調査経験豊富な税理士が対応します。

お気軽にご相談・お電話ください

税理士法人シンフォニア

0120-421-815

調布市布田1-26-10ニビックビル3階
(調布駅東口から出て、旧甲州街道沿いにあります。)



狛江専門 不動産に関するお手伝い

狛江専門
YE STATION
I ステーション 狛江店



藤田不動産株式会社
0120-13-2103

秘密厳守

無料査定

スピード対応

売却して
即現金化したい

お困りでは

相続登記
代表は不動産相続の
経験あり!

遺品整理

ありませんか?

空き家管理



狛江で創業 62 年の安心感

藤田不動産株式会社

【受付時間】9:30~18:00

狛江市和泉本町一丁目2番8号(市役所前交差点角)

0120-13-2103

FAX: 03-3489-6653

E-mail: info@fujitaf.co.jp

<https://fujitaf.co.jp>

東京都知事免許 (16) 第 8307 号



私は相続税の申告が必要なの？
いくら相続税がかかるの？

誰が財産を相続できるの？
相続の手続きってどうすればいいの？

相続のお悩みは

ネコ好き税理士

藤本悟史税理士事務所

お任せ下さい



お問い合わせください

お電話
090-6524-4222

メール
s.fujimototax@gmail.com

LINE
fujimoto_tax

電話等で簡易的な
相続税申告義務の判定



メール・LINE
でもOK!

詳細の打ち合わせ

相続税の申告あり



相続税の申告なし

不動産の登記や名義変更のための
司法書士をご紹介

相続の手続きワンストップ



平成4年10月23日生まれ・八王子育ち
税理士として働いていた祖父に憧れ
税理士を目指す
平成30年税理士試験合格
その後、個人の税理士事務所から
大手の税理士法人まで幅広く経験を積み
独立前には相続専門の税理士法人に勤務
令和2年2月藤本悟史税理士事務所設立
税理士登録番号 142621

所属団体・役職等

東京税理士会立川支部：幹事・研修部長
東京税理士会立川支部租税教育委員会：シナリオ担当・講師
国分寺市政政治倫理審査会：審査会委員
資格の学校 TAC：消費税法講師・所得税法教材担当



租税教室で多くの子ども達に税金の授業をしています。
今までの累計は 2,000 人以上!

藤本悟史税理士事務所

☎090-6524-4222

〒190-0022

東京都立川市錦町 1-4-4 サニービル2階 CS-156



ホームページ



LINE



メール

本誌を見たで、特典①相続税の簡易診断(無料)
特典②被相続人の(所得税)準確定申告の税理士報酬を10%お値引き

あなたの街の相談役

こんなことでお困りではないですか？

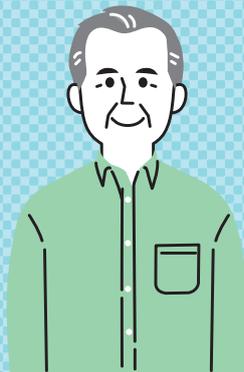
相続
手続き



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

家族の話し合いが
まとまらないかも…

遺言書
後見



家族のために
遺言書を作成したい

おだやかに
人生をすごしたい

あなたの「困った」を当事務所がサポートいたします

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎03-5761-9404

受付
時間

9:00~18:00
(夜間土日祝日も応相談)

多摩川あおぞら法律事務所

〒201-0014 東京都狛江市東和泉4-3-7 ウェルスティビル301



ホームページはこちら



【第一東京弁護士会所属】 村上 光明
【東京弁護士会所属】 高本 健太

<http://t-aozora.jp/>
tamagawa.aozora@gmail.com



「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法



訪問

ご自宅に訪問して



ビデオチャット

対面なしで安心



写真

写真送付で最短30分

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェル
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート
いたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



発行 狛江市
狛江市和泉本町一丁目1番5号
03-3430-1111 (代表)

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2023年5月

